

学識経験者意見

○学識経験者意見 1

九州大学大学院教授 元兼正浩

I 点検・評価の実施方法等について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（略称：地教行法）は、平成19年改正により教育委員会が毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとなった（第26条1項）。県民の代表である県議会に対して、教育委員会が自身の活動の点検・評価を行い、これを報告することは開かれた教育行政の推進に資するものであり、また県民への説明責任を果たしていく趣旨からも重要である。点検・評価の客観性を担保するためにこうして専門の異なる3名の学識経験者の意見を添える実施方法は、平成19年7月31日付の事務次官通達でも奨励されているように、その制度趣旨（同条2項）にかなっているものと評価できる。

II 点検・評価書の形式等について

今回の点検・評価結果は、令和2年度の教育施策である7つの柱、13の項目、28の施策に沿って簡潔にまとめられている。その根拠となるデータも整理されている。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、指標の現状値が把握できないものや達成状況の評価がしがたいものも少なくない。エビデンスとは必ずしも計量的な数字データのことではないため、それを補完すべく質的データの収集など今後に向けた工夫が必要である。「右肩上がり」の成果は続くものではなく、持続的な教育行政を着実に展開するための点検・評価の形式、そのあり方については引き続き検討をしていただきたい。

III 個別の点検・評価について

1 「教育委員会の活動状況について」

地教行法第4条5項で、地方公共団体の長は委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないとされる。令和3年3月時点で配慮された委員構成になっている。定例・臨時の教育委員会会議とは別に委員協議会（勉強会）の場を設けていることは望ましい。市民性というレイマンコントロールの趣旨を生かすためには、単なる素人では務まらず、こうした組織学習活動がその源泉となるからである。今後もオンライン等を活用した柔軟かつ積極的な委員会活動を求めたい。

なお、令和2年度には学校訪問回数が7回、学校以外における各種行事への出席が3回と少なくなっている。コロナ禍下で致し方ないが、今後は教育委員が教育最前線に出向く機会をもっと

増やし、教育長－教育委員会事務局（プロフェッショナル）とは異なる視角、立ち位置で教育現場を見取り、教育委員会会議をリードしていただきたいと願う。形骸化や形式化が指摘される合議制教育委員会は自ら活性化に向けた不断の努力が不可欠である。

2 「教育施策の推進状況について」

（1）《施策1》確かな学力向上のための取組の推進

この施策を推進するにあたり、学力とは何かについて教育関係者のみならず県議会、知事部局、ひろく県民にどこまで共有できているか、そのコンセンサス形成が重要である。私たちはなぜ学力に注目するのか、どのような学力を求めるのか、そもそも学力とは何かについて、この点検・評価を対話する機会としたい。

「成果」としては、グッドプラクティス（GP）としての取組を4つ報告しているのに対し、「課題」は①中学学力、②指導方策、③人材育成、④算数スコア、⑤校内研究、⑥地域連携と多様であり、さらに「対応」は①組織マネジメント、②授業マネジメント、③GP実践の発信、④条件整備、⑤GP実践（高）の発信、⑥地域学校協働活動事業など多岐に涉っている。

学力の3要素や新学習指導要領で提示された資質・能力、昨今の国際的な学力観に対し、そもそも福岡県教育委員会自身が学力をどのようなものと捉え、県内の子どもたちの現状課題はどこに原因があるかと考えているのか、そのために課題解決の方策をどのように設定しているのかをもっと構造的に示していく必要がある。

（2）体力の向上

《施策2》体力向上のための取組の推進

新型コロナウイルス感染拡大防止によるとはいえ、成果が研修会実施にとどまっている。コロナ感染拡大防止を理由に長期間休校を余儀なくされた子どもたちの体力不足・格差は深刻なものだと予想される。オリンピック・パラリンピック教育の推進といったレベルでなく、ゆるスポーツのような発想でもっと日常的な取組支援を行い、子どもたちの運動習慣の定着を図られたい。

《施策3》体育・スポーツ活動を豊かにする体制づくり

運動部活動の在り方をめぐっては多くの課題が指摘されており、調査研究委員会を設置してその課題解決を図ろうとしていることは評価できる。ただ、本施策のもう一つの課題は体育の授業以外で運動・スポーツと無縁の子どもたちが半数近くいることである（指標）。生涯スポーツの基礎づくりの時期として、日常的に身体を動かすことを楽しめる子どもをいかに増やすかは運動部活動の充実とは別のアプローチが必要かもしれない。

《施策4》健康教育の充実

健康教育の施策が「性と心の健康」、「望ましい食習慣」の2点に絞られてしまっており、身体の健康や公衆衛生の視点が欠落している。新型コロナウイルス感染拡大の経験を活かし、令和3年度から生涯にわたる自らの健康や環境を管理・改善していくための資質・能力を身に付けさせ

るため、ワンヘルスの理念に基づく取組を推進しているということなので、ぜひそうした観点を推進していただきたい。

(3) 豊かな心の醸成として、《施策5》道徳心を養う心の教育の充実《施策6》実体験を重視した教育の推進《施策7》いじめや不登校等への対応《施策8》少年の非行防止と健全育成《施策9》幼児教育の充実《施策10》読書活動の充実の6施策が挙げられている。

この6施策の下で様々な取組・事業は行われているが、いずれもその結果として「心」がどれほど豊かに醸成されているのかという実態に迫る記述はない。また、指標の多くは「子どもの姿」を表すものではなく、施策自体の実施状況の数字で達成状況の評価を行っており、隔靴搔痒の感は否めない。心进行评估するような指標を設定すること自体は大変難しい課題であるが、学校現場には「子どもの姿」として教育活動の成果を求めるように、さらなる指標の工夫を求めたい。なお、不登校対策の成果には注目できるが、具体的に何が奏功して継続登校への復帰となったのか等の考察も示していただくと今後の参考になる。

(4) 学校、家庭、地域の連携・協働

《施策11》学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備としてコミュニティ・スクールの導入が進んでいるが、関係者がその趣旨を理解することが何より重要である。「地域とともにある学校づくり」の推進を目的とする学校運営協議会、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域の活性化を図ることを目的とする地域学校協働活動など各取組の趣旨を周知し、そもそも学校ガバナンス改革のためか、ソーシャルキャピタル醸成のためか、学校づくりなのか、地域づくりなのかを理解してもらう意味での啓発も必要であろう。《施策12》家庭教育支援の充実も「学校、家庭、地域の連携・協働」のための施策として位置付けているため、家庭を啓発・啓蒙するような図式に見えてしまうため、施策の目的が内容に合致した体系となるよう、工夫が求められる。

(5) 教育環境づくり

教育環境づくりという項目で、《施策13》多様な教育ニーズへの対応、《施策14》ICTを活用した教育活動の推進、《施策15》児童生徒の安全確保、《施策16》学校施設の整備・充実、《施策17》教育機会の確保、《施策18》教員の指導力・学校の組織力の向上、以上の6施策が挙げられている。内容的には幅広いが、いずれも条件整備事務として重要であり、かつ多くの予算を必要とする施策である。定時制単位高校2校の新設、ICT環境の整備、老朽化対策の推進などいずれも事業評価としては概ね目標値に達しているが、そこで歩みを止めてはいけない施策である。教育環境の充実は学びの質を左右する。また、多様な教育ニーズの観点に、ヤングケアラーのように看過されてきた子どもたちの状況が多様であり、行政としてこうしたニーズに耳を傾け、環境整備を進める必要がある。

子どもたちが置かれた環境の違いで受けられる教育に差異がないよう格差解消・不公平の是正という視点で《施策17》の事業をはじめとする環境整備を引き続きお願いしたい。《施策18

※教員の指導力・学校の組織力向上のためにも、まずは教員の労働条件、職場環境の向上が先にこなければ、よい循環は生まれない。

(6) II 「社会にはばたく力」及び「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成する

II 「社会にはばたく力」を育成するとして《施策19》個性や能力を伸ばす教育の充実、《施策20》特別支援教育の推進、《施策21》キャリア教育・職業教育の推進の3施策、III 「郷土と日本、そして世界を知る力」を育成するとして《施策22》国際的視野を持つ人材の育成を挙げている。これらは未来志向の施策である。これらの施策が福岡県総合計画(「県民幸福度日本一」の福岡県を目指して)における教育分野を福岡県教育振興基本計画として位置づけ、さらに福岡県教育大綱(ふくおか未来人材育成ビジョン)や福岡県学校教育振興プランを反映しながら策定された経緯を物語っている。そして指標や成果と課題は概ね妥当である。ただし、国際的視野を持つ人材の育成については、新型コロナウイルス感染拡大状況が続く中で、取組・事業についての戦略的見直しが必要であろう。

(7) 生涯学習社会をつくる、県民の文化活動、スポーツ活動を盛んにする、人権が尊重される心豊かな社会をつくる

最後に、《施策23》から《施策28》はひろく社会教育、生涯学習等にかかわる施策である。もとより教育委員会は「学校教育委員会」ではなく、その職務権限は地教行法の第21条に19項目(十三 スポーツに関すること 十四 文化財の保護に関すること…)が列挙されている。そしてこれらは学びを中核に据えた「まちづくり」施策であり、「県民幸福度日本一」をめざす福岡県にとって重要な施策である。令和2年度はコロナ禍により延期・中止となった事業も少なくないが、動画配信やホームページ活用などの創意工夫もみられる。

各施策の点検・評価にあたって多くの注文もつけたが、この点検及び評価を拝見する限り、福岡県教育委員会は令和2年度も着実にその責務を果たしていることがうかがえる。

以上

○学識経験者意見 2

福岡教育大学教育学部教授 伊藤克治

I 点検・評価の実施方法等について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、福岡県教育委員会では、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、外部有識者3名の知見を活用して点検及び評価を行っている。評価結果を踏まえ、成果と課題、及び対応まで記載された報告書は、今後の実効性のある教育施策として、その推進が期待される。また、報告書は議会に提出するとともに、ホームページで公開しており、県民に対して説明責任を果たす姿勢が見られる。このように、単に報告書を作成するだけでなく、今後の効果的な教育行政の推進と県民への説明責任を果たすという目的が達成できていることは評価できる。

II 点検・評価書の形式等について

報告書に記載されている各施策には指標が定められ、指標の概要と現状値、目標値、及び4段階の達成状況が示されている。もっとも、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止対策の影響で多くの事業が中止となり、達成状況の評価ができなかったものがあるが、それらについても成果評価を丁寧に行っている。達成評価と成果評価によって評価の質を高める姿勢は高く評価できる。また、可能なものについては、過去に遡って数値を示した評価を行っており、評価において重要な3要素（①客観性、②比較しやすさ、③分かりやすさ）が整っている。この評価方法によって、仮に当該年度に目標値まで到達できなかったとしても、取り組んだ施策が有効であったかの評価が可能となるが、特に経年変化を見る際には有効である。引き続き、このように質が高く、かつ、県民にも分かりやすい評価の継続が望まれる。

III 個別の点検・評価結果について

1 「教育委員会の活動状況について」

教育委員会会議は定例会11回と臨時会9回が行われており、このうち、新型コロナウイルス感染症への対応としてオンライン開催1回が行われている。なお、17回もの委員協議会が開催（うち1回はオンライン開催）され、積極的な議論が行われていることは高く評価できる。当面はwithコロナの中で活動することが予想されるだけに、今後、状況と議題によってはオンライン開催を取り入れることも検討されたい。なお、移動教育委員会については、直接学校へ訪問することで、施設の状況をはじめ、子供たちや教職員の実態を把握するという点に鑑みると、オンライン開催は馴染まないともいえる。オンライン開催の長所と短所を踏まえ、状況に応じたより良い開催方法を検討されたい。

2 「教育施策の推進状況について」

〈施策1〉（1）確かな学力向上のための取組の推進

市町村教育委員会の支援と学校・教員の支援に加えて、学校、家庭、地域の連携・協働の推進支援も行っており、県として様々な取組を総合的に進めていることは高く評価できる。全国学力・学習調査結果からは、継続して取り組んだ成果が確実に現れていると判断できる。特に、近年、福岡県では教員の大量退職・大量採用が続いており、指導力が決して十分とまでは言えない若年教員が急増している状況に鑑みると、この学力向上の成果は、教員の力量向上の成果という見方もできるため、高く評価できる。なお、現在、臨時的任用教員も増えている状況にあるため、各教育事務所や市町村教育委員会単位での研修機会の拡充が求められる。ただ、新しく研修会を立ち上げるのは負担増になるため、既存の正規教員向けの研修会で可能なものについて、臨時的任用教員も参加できるような体制づくりが考えられる。

一方、新学習指導要領では、全ての教科の目標と内容が育成すべき資質・能力の3つの柱で整理されるとともに、学習評価が重視されている。今回から観点別評価は3観点になったが、そのうちの「主体的に学ぶ態度」については、文科省からは「粘り強く学習に取り組む態度」と「自ら学習を調整しようとする態度」の二次元で評価することが示されており、これに対応することが全国的に喫緊の課題になっている。幸い、福岡県では「粘り強さ」と「自己調整」の要素が含まれている「鍛ほめ福岡メソッド」が、学校教育のみならず、家庭教育と社会教育にも浸透している。今後、学校教育における「主体的に学ぶ態度」の評価に向けては、「鍛ほめ福岡メソッド」の成果を踏まえて、単元計画に評価を適切に位置づけるカリキュラム・マネジメントが必要になる。このために、「主体的・対話的で深い学び」推進事業をはじめとする各種事業の中で、指導と評価の一体化をさらに進めることが、子供の主体性や学力向上の観点から望まれる。その際、整備が整ってきたICT環境を効果的に活用していくことも必要であるため、これらの研修や好事例の普及も大切である。現在、福岡県教育センターや義務教育課がホームページやソーシャルメディア等を通して、様々な情報を発信されていることは高く評価できる。引き続き、積極的な情報発信をお願いしたい。

〈施策5〉（1）道徳性を養う心の教育の充実

道徳教育地域指導者を意図的・計画的に養成し、自校以外での活動の推進まで取り組んでいることは評価できる。さらに、小中学校だけでなく、県立高等学校においても道徳教育の充実のための取組を進めていることは高く評価できる。OECD（経済協力開発機構）が行っているPISA（国際学習到達度調査）の結果によれば、日本の児童生徒の課題として、「評価し、熟考する能力」について課題が見られている。「考え、議論する道徳」の推進は、道徳性を養うという目標に加えて、上記の課題解決にも資すると考えられるだけに、引き続き、積極的に取り組むことが望まれる。

一方、ボランティア活動等の体験活動の実施状況において、県立高等学校での100%は注目に値する。コミュニティ・スクール（CS）の取組の一環としてボランティアに取り組んでいる中学校

では、生徒の自尊感情や自己有用感が高まり、学力向上にもつながっている事例が見られている。また、児童生徒が地域行事にボランティアとして関わることにより、地域が活性化している報告もある。ボランティアが単なる奉仕活動ではなく、子供たちの資質・能力を育成するという目的をもって、さらに広まることを期待したい。

《施策1 1》(1) 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備

令和2年7月現在、小中義務教育学校における学校運営協議会の導入率は、全国30.7%、福岡県30.8%であり、導入率が順調に伸びてきていることは評価できる。ただ、学校運営協議会と地域学校協働本部の両方を備えた学校は、全国23.0%に対して福岡県20.6%であり、取組の実効性と継続性を高めるためにも、学校運営協議会と地域学校協働本部の一体的推進の拡充が求められる。ただ、CSは児童生徒の育成と地域の活性化のための手段であるため、導入自体が目的化しないように、CSの価値と成果を普及することが必要である。前年度に引き続き、このための研修会の充実が図られていることは評価できる。

《施策1 4》(2) ICTを活用した教育活動の推進

コロナ禍の中で、国のGIGAスクール構想の後押しもあり、全国的にICT環境が整備されているが、福岡県でもICT環境が迅速に整備されたことは高く評価できる。授業の質向上はもちろんのこと、PISA(国際学習到達度調査)に代表されるCBT(コンピュータを使った試験方式)が今後増えていくことが予想されるため、児童生徒の情報活用能力の育成につながるICTを活用した授業の推進・改善が望まれる。これに向けて、すでにICTを効果的に活用するための様々な研修や研究が行われていることは高く評価できる。なお、オンライン授業は、単にコロナ禍や災害時に対面授業ができない時の代替措置ではなく、その特長を生かした授業や教員研修を進めるという視点も大切である。例えば、海外を含めて他校の児童生徒とオンラインで協働的な学習を行うことや、従来は1つの学校に集まって行っていた対面での授業参観をオンラインで行うような取組が考えられる。特に、所在地が県内の広範囲にわたる高等学校の教員向けの研修では、対面の研修とオンライン研修のベストミックスという視点も必要であろう。

IV 教育委員会の活動・施策及びその成果等について

市区町村数が全国第4位(60市町村)の福岡県では、県の施策を各市町村に行き渡らせる大変さがあるものと推察される。また、学力向上の推進には、地域固有の課題を踏まえることが必要となるため、常に“全体と部分”の支援と協働が必要となる。福岡県では、このバランスを考えながら様々な施策が強力に推進されていることを高く評価したい。

以上

○学識経験者意見 3

九州女子大学人間科学部教授 大島 まな

I 点検・評価の実施方法等について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づいて実施されたこの度の点検・評価は、議会に提出し、県民に公表されるものである。今年度の点検・評価においては、これまでの点検・評価の中で課題を明らかにし、施策の必要性を確認して効率性、有効性、公平性といった観点からより客観的な評価が行われており、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たすものとなっている。

また、「教育委員会の活動状況」と「教育施策の推進状況」に分け、施策については主な取組・事業等の推進状況の点検・評価を通じて施策自体に関する評価を示している。県民が理解しやすい構成、内容になっており、教育行政に対する県民の理解を深め、関心を高めることに資すると考えられる。

II 点検・評価書の形式等について

「教育施策の推進状況」については、福岡県における「教育の基本目標」や「学校教育の目標」に掲げる理念、総合計画に掲げる目標「目指す姿」を達成する上での問題意識を施策の基本的なねらいとして示し、そのねらいを達成するための主な取組・事業、具体的な指標、成果、課題、今後の対応がまとめられており、「何のため」に「何をした（力を入れて取り組んだ）のか」、「その結果どうなったのか」という流れが見えるように示されていることは評価できる。その成果は、統計や指標の達成状況で示す客観的評価とともに内容面の質的評価を文章で補う形で示されており、多面的に全体を把握する助けとなっている。また、残された課題、新たに見えてきた課題を提示し、その課題にいかに対応していくかが具体的に示されていて分かりやすい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、指標の現状値が把握できないものや達成状況の評価がしがたいものは「評価なし（一）」と表記されていることは致し方ないが、その分を質的評価の文章によって補う努力がなされていることは評価できる。

III 個別の点検・評価結果について

1 教育委員会の活動状況について

教育委員は多様な属性の委員で構成され、広く県民の意見を反映する体制になっている。

教育委員会の開催回数は、臨時会や委員協議会等の実施を含めるとコロナ禍中にもかかわらず（オンライン開催を含めて）年間総計 40 回近くに及んでいる。委員の努力には敬意を表したい。特に、委員協議会（勉強会）は 17 回開催され、教育施策などの重要案件や条例・規則の制定、懸

案事項等 30 件について継続的に協議を重ね、また他県との研究協議事項や各種調査結果の報告についても情報を共有して積極的に議論を行っていることは注目される。移動教育委員会、各種行事への出席等は、新型コロナウイルス感染防止のため不実施であったことは仕方ないが、今後は状況を見ながら校内視察、意見交換等を実施し、できるだけ教育現場の実情を把握した上で議論を進める努力を継続していただきたい。

懸案事項や重要案件が多いことは議決の状況から察することができる。今後も情報を発信しつつ、レイマンコントロールの趣旨を生かせるよう県民の視点に立った議論の機会として十分な時間を確保し、委員会を効果的に運営されることを期待する。

2 教育施策の推進状況について

(1) 施策 1・2 確かな学力・体力向上のための取組の推進

令和 2 年度は全国学力・学習状況調査および全国体力・運動能力、運動習慣等調査は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となったため、学力・体力向上のための取組について指標による達成状況は示されていない。成果は、授業改善や評価方法の研究などに関する研修会等を中心に記載されている。子どもたちの力の向上（変化）については評価が難しい状況であったことがうかがわれるが、学力向上については、福岡県学力調査結果（令和 2 年 9 月実施）から判断して課題を明らかにしており、その要因分析を改善に生かしていくことが求められる。体力向上については、事業や調査が中止となったことは致し方ないが、体育の授業や身体を使う活動は行われているはずであり、当初の指標は使えないとしても何らかの形でその成果と課題を把握し、評価した上で改善策を見いだしていくことが必要である。

令和元年度までの調査で注目されるのは、平成 27 年頃から、学力と体力の数字がともに向上していることである。「教育課程の改善を図るための一連の PDCA サイクルを確立している学校の割合」も同じ右肩あがりのグラフとなっており、学校現場を中心とした関係者の努力が成果につながっていると考えられる。それだけに、コロナ禍による環境の変化の影響が今後どのように出るのか危惧される。事業を中止しても、教育は止まってはならないし、子どもたちの成長・発達も停滞してはならない。実態をいち早く把握し、評価して改善していく PDCA をどのような状況であっても工夫しながら実施していく意志が求められる。

懸念されるのは、令和元年度までの調査によると、家庭学習の習慣が定着していない（中には、家庭での学習が困難な）児童生徒が減少傾向はあるものの 3 割は存在している。これまでも、学校での取組に加えて、保護者の啓発、小・中を通じた放課後・土曜の学習支援、そのための地域学校協働活動等地域全体で支える取組を推進してきたが、コロナ禍によって地域活動も一時中止となった時期がある。家庭で過ごす時間が増えたことの影響が学力や生活習慣の定着にどのような影響を及ぼしているのか、検証が必要である。

(2) 施策 6 実体験を重視した教育の推進

実体験を通じた学びは、子どもたちの基本的な生活習慣づくり、規範意識、協調性や主体性の向上につながる等の成果がこれまで確認されてきたところである。新型コロナウイルス感染症の影響によって、社会教育施設等を中心に実施されてきた体験活動の機会が減少したことは痛手であった。そのような中、社会教育施設の職員が学校や地域に出向き、体験活動の支援を行う「ふくおか体験活動出前隊事業」を新たに実施し、県内各地で4,000人以上の子どもたちに活動の機会を提供したことは注目される。関係者の努力を高く評価したい。放課後や通学合宿等のプログラムとともに、今後もさまざまな形態の体験活動を提案し、実施のための仕組みや支援体制についてもモデルを提示するなど、学校と地域との連携・協働で取組が積極的に推進される条件整備が進むことが期待される。

(3) 施策11 学校、家庭、地域の連携・協働体制の整備

学校運営協議会を設置している学校数が昨年度より70校以上増加している。各教育事務所における関係者の努力あってのことであろう。地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進を拡充していくため、未実施市町村に対して、学校、家庭、地域が連携・協働して取り組むことができる仕組みや人材発掘・育成や取組のノウハウ、その効果、運営方法等の啓発を図る必要があることが課題として示されている。さらなる努力に期待したい。特に、組織を作ること自体が目的ではなく、子どもたちの成長発達のよりよい支援体制がつくられると同時に地域の活性化にも資するという趣旨を、学校と地域の関係者が共有すること、そのためには具体的な教育効果（子どもたちの成長の姿など）や成果（地域課題の解決など）を事例の紹介などを通して提示していくことも大切である。

(4) 施策12・23・24 家庭教育支援の充実、社会教育活動の推進、社会教育施設の充実

県内ほとんどの公立小・中学校で「“新”家庭教育宣言」が実施されたこと、「ふくおかの子ども育成支援フォーラム」で関係者が集い、地域で子どもを育てるさまざまな活動支援について学び合ったこと、「ふくおか社会教育応援隊事業」では、市町村や学校等からの要望に応じて社会教育主事等を派遣し、家庭教育支援や青少年教育等、社会教育に関する情報提供や学習方法の提供を行うなど、コロナ禍においても活動プログラムを工夫しながら派遣し続けることができたことは評価される。県立社会教育施設では、県民のニーズに応える事業改善を進めるとともに、施設の特徴を活かした新たなプログラムを開発、研修の分割実施やオンライン開催を工夫するなど、コロナ禍でも継続して学びの場を提供している。今後も多様な県民のニーズを把握することに努めながら企画を工夫し、情報を発信し、幅広い世代の学習者、新規学習者の開拓にもつなげる努力を継続していただきたい。

以上